

岐阜市行政第10号
平成25年4月12日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆



公文書公開請求に対する一部公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成19年3月27日付け岐阜市ま開第284号で諮問のあった岐阜市長が行つた一部公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が平成19年2月21日付け岐阜市ま開第251号による公文書公開請求に対する一部公開決定（以下「本件処分」という。）で非公開とした部分のうち、一級建築士の登録番号及び氏名の部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした判断は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

「平成19年2月21日付け岐阜市ま開第251号公文書公開請求決定通知書（以下「決定通知書」という。）記載の処分を取り消す。そして、正しい情報公開を実施する。」との決定を求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

決定通知書の「公文書名」の欄には、「中高層建築物の計画及び建築のための手引」に基づき提出された「(仮称) キャッスルハイツ長良北町Ⅱ」の計画概要及び添付図書、建築計画で配慮した事項、近隣説明報告書（説明対象者をマーキングした住宅地図を含む。）並びに説明した近隣住民の名簿」と記載されている。

しかしながら、上記の公文書は、情報公開を請求した内容とは全く関係がなく、平成19年2月5日付け公文書公開請求（以下「公文書公開請求」という。）に対する情報公開は実施されていない。

よって、再度、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）第1条（目的）等を遵守し、正しい情報公開を願う。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

異議申立人は、「(仮称) キャッスルハイツ長良北町」の建築に伴う書類について公文書公開請求をしたが、平成19年2月21日付け岐阜市ま開第251号で市が行った、「(仮称) キャッスルハイツ長良北町Ⅱ」の計画概要及び添付図書並びに近隣説明報告書等について一部公開の決定については、請求内容とは全く関係がなく、公文書公開請求に対する情報公開が実施されていないと主張する。

確かに、公文書公開請求における知りたい内容中、請求対象の建物が、「(仮称) キャッスルハイツ長良北町」となってはいたが、他にも「(仮称) キャッスルハイツ長良北町Ⅱ」が存在したため、公文書公開請求者

(異議申立人)に電話にて問い合わせたところ、請求対象の建物は「(仮称) キャッスルハイツ長良北町Ⅱ」である旨返答があった。また、公文書公開請求者(異議申立人)が公文書の写し受領の際、再度長良北町Ⅱの資料であることを説明し、以前当該請求者の子が請求した資料と同じである旨説明し了解を得たので、複写代金と引き換えに資料を渡した。

よって、異議申立人の当時の公文書公開請求に対する情報の公開は適切に行われたと考える。

第4 当審査会の判断

- 1 決定通知書に記載されている公文書は、情報公開を請求した内容とは全く関係がなく、公文書公開請求に対する情報公開は実施されていないという主張について

異議申立人の平成19年2月5日付け公文書公開請求書には、知りたい内容として、「(仮称) キャッスルハイツ長良北町」建築に伴う関係書類と記載されている。

しかし、実施機関の陳述によると、実施機関は、本件処分の前に電話で公文書公開請求における知りたい内容について、異議申立人に問い合わせ、請求対象の建物が「(仮称) キャッスルハイツ長良北町Ⅱ」であることを確認したことが認められる。また、実施機関は、公文書の写しの交付の際ににおいても、異議申立人に対し、公文書公開請求の対象となる公文書(以下「公開対象文書」という。)が「(仮称) キャッスルハイツ長良北町Ⅱ」の資料であることを確認したことが認められる。そして、他に、異議申立人が主張する、情報公開が実施されていないことを窺わせるような事情も認められない。

よって、公文書公開請求に対する公文書の公開は実施されているものと認められ、異議申立人の主張には理由がない。

- 2 一級建築士の登録番号及び氏名について

ところで、本件処分においては、建築主(事業主)及び設計者の担当者の姓、説明した近隣住民の住所及び氏名、平面図の間取り並びに予定工事費のほかに、「設計及び調査担当者の登録番号、氏名及び印影」が公開条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当するものとして非公開とされている。

しかし、公開条例第6条第1項第2号(ア)の規定により、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は公開するものとされているところ、前記個人情報のうち一級建築士の登録番号及び氏名は、建築計画概要書に記載されており、当該マンションの建築計画概要書は建築確認がなされていることから、建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4の規定により、閲覧の請求があった場合には閲覧

が義務付けられている情報である。

したがって、一級建築士の登録番号及び氏名は、公開条例第6条第1項第2号(ア)の規定に該当し公開が相当であり、実施機関はこれを公開すべきである。

3 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、3回にわたり意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかつたため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至つたものである。

第5 審査会の審査経緯等

平成19年	2月 5日	公文書公開請求
	2月 21日	実施機関の一部公開決定
	3月 21日	異議申立て
	3月 27日	諮詢
平成25年	2月 15日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	3月 8日	審査会開催
	4月 12日	審査会開催。答申